

# 公定価格における地域区分の 現状と今後の検討の方向性について

# 地域区分の現状と今後の検討の方向性

## 1. 保育所等の公定価格における地域区分

- 保育については、児童福祉法等において、市町村に実施義務が課されており、公立施設で自ら実施するか、民間施設に委託することでその責務を果たすこととされている。
- このため、民間施設においても公立施設と同水準の保育サービスを提供できるよう、保育所等の公定価格（人件費部分）の積算は、公務員の給与水準に準拠している。  
具体的には、①毎年の人事院勧告に基づき公定価格の改定を行うとともに、②人事院の設定する地域手当の支給割合に準拠して地域区分ごとの単価を設定している。  
※人事院勧告は直接的には国家公務員を対象とするものだが、法律で地方公務員の給与決定の考慮要素とされている。  
※地域区分は、介護サービス、障害福祉サービスなど他の福祉分野でも採用されている。
- 地域区分については、公務員の地域区分を基本としつつも、隣接地域との地域区分差が大きい場合は、一定の補正ルール（囲まれルール）を設定して運用している。（3年に1度改定の機会がある介護分野が先行して順次拡充し、保育分野も追って順次適用してきた。）

## 2. 令和6年人事院勧告の内容とこれまでの対応

- 国家公務員の地域区分のあり方は10年ごとに見直されてきたが、令和6年人事院勧告において、従来の市町村単位という考え方から都道府県を単位とする大くくり化された。  
この人事院勧告をそのまま各市町村に当てはめた場合、
  - ・都道府県単位に広域化することで、県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、
  - ・一部では、県外の隣接する市町村との差が、現行よりも拡大することとなる。
- こうした課題を踏まえ、令和8年4月からの見直しは実施せず、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版を踏まえつつ、自治体をはじめとする関係者のご意見を伺いながら、引き続き、見直し方法について丁寧に検討を進めていくことを、令和7年12月のこども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会で報告したところ。

## 3. 検討の方向性（案）

- 地域区分は、保育所等の公定価格（人件費部分）の積算は、公務員の給与水準に準拠していること、国として統一かつ客観的なルールに基づくことが必要であることから、まずは、公務員の地域手当（令和6年人事院勧告）に準拠することを基本としつつ、隣接する地域等の状況を踏まえた補正ルールを設けることが考えられる。
- 補正ルールについては、
  - ① 従来設けてきた隣接する地域の状況を踏まえた補正ルールは引き続き設けつつ（※）、  
（※）令和6年度介護報酬改定で、介護保険制度に設けられ、公定価格に未反映の補正ルールがあるため、当該ルールも併せて反映する方向で検討する。
  - ② 令和6年人事院勧告に準拠した際に県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという課題を踏まえ、他の自治体への通勤者率の高さなどを勘案した補正ルールを新たに検討すること、  
が考えられる。
- 具体的なルールの設定方法は、令和9年度に向けた公定価格の見直し内容や、見直しに係る財源の確保にも留意しつつ予算編成過程において検討していく。

## 4. スケジュール（案）

令和8年 3月	子ども・子育て支援等分科会において検討の方向性案の提示及び議論
4月～	検討に必要なデータ等を市町村に照会
↓	照会結果等を踏まえ、自治体等と調整
12月頃	改定案のセット
令和9年 4月	施行